

地方自治法(昭和22年法律第67号)の新旧対照表(抜粋)

改正前	改正後 (※ 施行日は政令で定められる予定)
<p>第100条</p> <p>⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p>	<p>第100条</p> <p>⑭普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、<u>政務活動費</u>を交付することができる。この場合において、当該<u>政務活動費</u>の交付の対象、額及び交付の方法<u>並びに当該政務活動費を充てること</u>ができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。</p> <p>⑮前項の<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。</p> <p><u>⑯議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p>